

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

5 第1 請求

令和8年2月8日に行われた衆議院議員総選挙の東京都第1区ないし第30区、茨城県第1区ないし第7区、栃木県第1区ないし第5区、群馬県第1区ないし第5区、埼玉県第1区ないし第16区、千葉県第1区ないし第14区、神奈川県第1区ないし第20区、新潟県第1区ないし第5区、山梨県第1区及び第2区、長野県第1区ないし第5区並びに静岡県第1区ないし第8区における選挙を無効とする。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

15 本件は、令和8年2月8日に行われた衆議院議員総選挙（以下「**本件選挙**」という。）について、上記第1記載の各選挙区（以下「**本件各選挙区**」という。）の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「**小選挙区選挙**」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した公職選挙法204条に基づく選挙無効訴訟である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実、当裁判所に顕著な事実及び後掲各証拠又は弁論の全趣旨により認められる事実）等

25 (1) 公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、小選挙区比例代表並立制を採用しており、衆議院議員の定数は465人とされ、そのうち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員とされている（4条1項）。小選挙区選挙については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において

1 人の議員を選出するものとされ（同法 13 条 1 項、別表第 1。以下、後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「**区割規定**」という。）、比例代表選出議員の選挙（以下「**比例代表選挙**」という。）については、全国に 11 の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同条 2 項、同法別表第 2）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに 1 人 1 票とされている（同法 31 条、36 条ただし書）。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「**区画審設置法**」という。）は、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「**区画審**」という。）は、小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案（以下単に「**改定案**」という。）を作成して内閣総理大臣に勧告するものとした上で（2 条）、① 4 条 1 項において、上記の勧告は、統計法 5 条 2 項本文の規定により 10 年ごとに行われる国勢調査（以下「**大規模国勢調査**」という。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から 1 年以内に行うものとする旨規定し、② 4 条 2 項において、同条 1 項の規定にかかわらず、区画審は、同法 5 条 2 項ただし書の規定により大規模国勢調査が行われた年から 5 年目に当たる年に行われる国勢調査の結果による各選挙区の日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が 2 以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から 1 年以内に、上記の勧告を行うものとする旨規定する。

区画審設置法 3 条は、改定案の作成の基準について、① 1 項において、改定案の作成は、各選挙区の人口（同条においては最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が 2 以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わ

なければならない旨規定し、②2項において、同法4条1項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。）の合計数が小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。）とする旨規定し（いわゆるアダムズ方式）、③3項において、同条2項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は
5
10
変更しないものとする旨規定する（以下、この改定案の作成の基準を含む同法2条から4条までの規定による選挙区の改定の仕組みを「**本件区割制度**」という。）。

(2) 区画審は、小選挙区選出議員の選挙区に関し、令和2年10月1日を調査時とする大規模国勢調査（以下「**令和2年国勢調査**」という。）の結果に基づき、各都道府県の小選挙区選出議員の定数を5都県で合計10人増員し
15
10県で各1人減員した上、25都道府県の140選挙区において区割りを改めることを内容とする改定案を作成し、令和4年6月16日、内閣総理大臣に勧告した。これを受けて、同年11月18日、区割規定の定める選挙区割りを上記改定案のとおり改定することなどを内容とする令和4年法律第
20
89号（以下「**令和4年改正法**」という。）が成立した（以下、令和4年改正法による改正後の区割規定を「**本件区割規定**」といい、本件区割規定の定める選挙区割りを「**本件選挙区割り**」という。）。（乙4、乙6の1及び2、乙10の1ないし4）

(3) 令和8年1月23日に衆議院が解散され、同年2月8日、本件選挙区割りの
25
下で本件選挙が行われた。

本件選挙区割りの下では、令和2年国勢調査の結果によると、選挙区間の

日本国民の人口（以下単に「人口」という。）の最大較差は1対1.999となり、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第1区）と最も多い選挙区（北海道第3区）との間で1対2.097であり、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2

5 倍以上となっている選挙区は16選挙区であった（乙1、乙9）。

3 当事者の主張

(1) 原告らの主張

投票価値に較差のある本件区割規定は憲法前文第1段第2文によって解釈される憲法47条、憲法14条1項等に違反して無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効である。

10

その理由の要旨は、別紙4（訴状抜粋）並びに別紙5及び6に記載のとおりである。

(2) 被告らの主張

最高裁令和7年（行ツ）第155号同年9月26日第二小法廷判決・民集79巻6号2676頁の判断枠組みによれば、本件区割規定は憲法の規定に違反しない。

15

仮に違憲状態にあったとの評価がされるとしても、本件選挙は上記最高裁判決後に初めて行われた衆議院議員総選挙であるから、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえず、本件区割規定が憲法の規定に違反するに至っているとはいえない。

20

第3 当裁判所の判断

1 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両

25 議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法そ

の他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているといふべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

2 上記の見地に立って、本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について検討する。

(1) 区画審設置法の定める本件区割制度は、小選挙区選出議員の選挙区（以下単に「**選挙区**」という。）について、区画審において、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行った上、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう区割りをし、その改定案を作成するものとしつつ、

大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査の結果、選挙区間の人口の最大較差が2倍以上となった場合には、その結果に基づき、各都道府県への定数配分を変更することなくこれが2倍未満となるよう区割りをして改定案を作成し、これを是正することとするものである。このような本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設けられたものであるといえ、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を有するものというべきである。

(2) 本件選挙は、令和4年改正法により改正された本件区割規定の定める選挙区割り（本件選挙区割り）の下で行われたものであるところ、前記前提事実等によれば、令和4年改正法は、本件区割制度の下、区画審が、令和2年国勢調査の結果に基づき、区画審設置法3条1項及び2項に定める基準に従い各都道府県への定数配分及び区割りをして作成した改定案のとおり、選挙区を改定するものといえる。

本件選挙区割りの下においては、令和2年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1対1.999であったのに対し、本件選挙当日には、選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.097となっており、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は全289選挙区のうち16選挙区となっていたものの、本件区割制度が、選挙区を改定してもその後に選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提とするものであって、このような制度に合理性が認められることは上記のとおりである。そして、本件選挙当時における選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれず、

本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできないというべきである。

- 5 3 したがって、本件選挙当時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない。

原告らは、憲法前文第1段第2文によって解釈される憲法47条、憲法14条1項等を根拠として、投票価値に較差のある本件区割規定が憲法に違反して無効であると主張するが、以上に述べたところからすれば、上記主張を採用することはできない。

- 10 4 以上のとおりであるから、本件選挙の本件各選挙区における選挙が無効であるということはできず、原告らの請求はいずれも理由がない。

よって、原告らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

20

裁判長裁判官 古 田 孝 夫

裁判官 田 中 一 隆

25

裁判官 坂 田 大 吾

(別紙4)

請求の原因(本書1~18頁)

I 事実(本書1~2頁)

- 1 原告らは、「本件選挙」の東京都第1区乃至第30区、茨城県第1区乃至第7区、栃木県第1区乃至第5区、群馬県第1区乃至第5区、埼玉県第1区乃至第16区、千葉県第1区乃至第14区、神奈川県第1区乃至第20区、新潟県第1区乃至第5区、山梨県第1区乃至第2区、長野県第1区乃至第5区及び静岡県第1区乃至第8区における各選挙人である。
- 2 令和8年2月8日施行衆議院(小選挙区選出)議員選挙(以下「本件選挙」)は、公職選挙法13条1項、別表第一の選挙区及び議員定数の定め(「本件区割規定」)に従って施行された。
- 3 総務省報道資料(令和7年9月1日現在)(添付資料1の参考資料1、2)に基づく各選挙区の議員1人当たり登録有権者数は、**別表1**、**別表2**とおりでである。

同資料によれば、「本件選挙」における議員1人当たりの有権者数が**最少の鳥取県第1区**の有権者数(221,483人)と**最多の北海道3区**の有権者数(462,546人)の差は、241,063人($241,063=462,546-221,483$)であり、**較差**は1対**2.088**($2.088=462,546\div 221,483$)である(**別表1**)。

同様に、議員1人当たりの有権者数が最少の選挙区(鳥取県第1区)と、各原告が選挙人となっている各選挙区での**有権者数の較差**及び**投票価値の較差**は、**別表2**のとおりである。

II 原告らの主張(本書2～18頁)

- 1 詳細な主張は、追って提出する準備書面(1)で主張する。但し、当該主張の一部の要約を、下記**第1部～第3部**(本書3～18頁)で記述する。

記

第1部【本件裁判の目的は、未だ未完成に留まっている1945年8月民主主義革命(=天皇から国会議員への主権の移動)の完成(=国会議員から国民への主権の移動)である】：(本書3~4頁)

1

(1) 【1945年8月ポツダム宣言受諾という民主主義革命により、主権は、天皇から国民に移動して、日本国は、国民主権国家になったとする、8月民主主義革命説】が、憲法学の通説である(宮澤俊義東京大学教授〈当時〉「八月革命と国民主権主義」(『世界文化』第1巻第4号、1946年5月)(甲17))。

(2) しかしながら、この8月民主主義革命説は、誤りである。

日本国は、当時、天皇主権下の「都道府県で議員定数を配分する方式」の選挙制度(1票較差の有る非人口比例選挙)を採用したため、主権は、天皇から国民に達することなく、横に滑って、国会議員に移動した。

そして、非人口比例選挙が継続したため、主権は、未だして、国会議員に留まったままである。

(3) 本件裁判の目的は、8月民主主義革命の完成である。

即ち、天皇から国会議員に移動した主権を、憲法に従って、最高裁判決により、人口比例選挙を実現して、国会議員から国民に移動させることである。

(4) 国会は、(正当に選挙された、国会の活動の正当性を有する)両院の総議員の2/3以上の賛成で憲法改正の国会発議を行う(憲法96条1項)。

本件選挙で当選した議員は、「正当に選挙された国会における代表者」(憲法前文第1項第1文冒頭)に該当しないので、憲法改正の国会発議の投票をする資格を有しない。

(5) 2025 参院選（選挙区）人口比例選挙請求訴訟における **6 高裁判決**

(①福岡高判令和7年10月31日(甲15)、②広島高判令和7年10月31日(甲118)、③仙台高裁秋田支部令和7年11月6日(甲119)、④仙台高判令和7年11月7日(甲10)、⑤札幌高判令和7年11月10日(甲13)、⑥広島高裁判岡山支部令和7年11月13日(甲120))は、当該選挙の「正当性」(又は「正統性」)に疑問符が付く旨判示している。

「投票価値の不均衡の是正」未達成の選挙で当選した国会議員は、「国会の活動の正統性」を有しない(平成26年大法廷判決(参)(民集68巻9号1383頁):5判事(櫻井龍子、金築誠志、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充)の補足意見、4判事(大橋正春、木内道祥、鬼丸かおる、山本庸幸)の反対意見(参照))。

(6) 憲法改正のためには、先ず、そのための前処理として、憲法に従って投票価値の不均衡が是正されるよう、現在の公職選挙法の選挙区割り規定を改正し、【当選した議員が、「正当に選挙された国会における代表者」(憲法前文第1項第1文冒頭)に該当すること】が、憲法上必須である。

第2部 人口比例選挙判決: (本書4~6頁)

1 【4高裁判決(仙台、福岡、東京、札幌)は、いずれも、概ね、『憲法は、一

人一票等価値選挙を要求する』旨判示する、**歴史的判決** (=1945年8月民主主義革命(憲法学の通説 宮澤俊義東大教授〈当時〉)の完成に連なる判決)である。】：(本書4~5頁)

- (1) **令和7.11.7 仙台高裁判決** (25頁) (甲10) は、
「国政に国民の意思を公正かつ効果的に反映させるための選挙を実現するためには、**投票価値をできる限り平等に近づけるようにしなければならない**。」 (強調 引用者)
と判示する。
- (2) **令和7.10.31 福岡高裁判決** (11頁) (甲11) は、
「**選挙権は、(略)全選挙人にとって同一の権能を行使するものである**」
(強調 引用者)
と判示する。
- (3) **令和7.10.30 東京高裁** (33頁) (甲12) は、
「**投票価値の平等の要請が、本質的には1人1票を前提とする多数決原理**
により国の
重要政策を決定するという代表民主制の理念によるものである」 (強調
引用者)
と判示する。
- (4) **令和7.11.10 札幌高裁** (22頁) (甲13) は、
「**国民が選挙によって議員を選ぶ権利は、国民それぞれに差異を設ける理由はなく、そうすべきでもないから。国民一人一人が平等に有すべきであり、その投票価値は平等でなければならない。**」 (強調 引用者)

と判示する。

(1) 平成23年大法院判決(衆) (民集65巻2号779頁) (甲3) は、

「しかし、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に参与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮は、そのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事情であって、

地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。」 (強調 引用者)

と記述する(民集65巻2号779頁)。

即ち、同記述の中の下線部分の**判示**が、同記述の**核心**である。

(2) 同**判示**は、平成25年大法院判決(衆) (甲4)、平成27年大法院判決(衆) (甲6)、平成30年大法院判決(衆) (甲7) 及び令和5年大法院判決(衆) (甲8) のいずれによっても、判例変更されていないので、現時点でも、なお有効な判例である。

(以下 余白)

第3部【原告らの主張】：(本書7～18頁)

第1 令和7年9月1日時点(添付資料1)で、全都道府県内に存在する**各過疎地に居住する有権者同士**の間で、投票価値の較差・最大2倍強が生じている選挙区割り**の合理性は、皆無**である：(本書7～10頁)

1

(1) 令和5年大法廷判決(衆)は、「選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総

合的に考慮した上でなお、国会に与えられた**裁量権の行使**
として合理性を有するといえるか否かによって判断されることにな」(強調引用者)と判示する(民集77巻1号20頁参照)。

(2) ある過疎地に居住する有権者は、過疎地に居住する有権者同士であるので、他の過疎地に居住する有権者と比べて、投票価値の較差を設ける
合理性が、皆無である。

2-1 被告は、「人口差の大きい県同士の合区」の合理性不在の理由として、「過疎化が進む地方に居住する国民の意見は、ますます国政において反映されにくいものとな」ると主張する(令和7年7月20日参院選(選挙区)：東京

高裁令和7年(行ケ)9号被告答弁書69頁)。

しかしながら、下記2-2~2-3に示すとおり、全都道府県内に存在する過疎地を含む選挙区内の過疎地に居住する有権者の間で、最大2倍強の投票価値較差が存在するので、当該被告の主張(但し、過疎地に居住する有権者は、非過疎地に居住する有権者に対して、投票価値の点で、より厚く保護されて然るべきである旨の主張)は、事実に基づかない、明かな誤りである。

2-2 過疎地域は、**全都道府県**に存在する(甲18¹、甲19²)

衆院選(小選挙区)において、**全都道府県内に存在する各過疎地に居住する有権者の間で、投票価値の最大較差・2倍位が常態化している**³。

2-3 (1) 本件選挙では、鳥取1区(過疎地域を含む)の有権者の1票の価値を1票とすると、例えば、福岡5区⁴(過疎地たる東峰村(人口1899人)²を含む)は0.486票である(但し、1票較差で言えば、1対2.056倍)(別表1、別表2参照)。

(2) 即ち、鳥取1区内の過疎地と福岡5区内の過疎地(過疎地たる東峰村(人口1899人)²を含む)の有権者との間で、投票価値の較差が、清き1票

¹ 総務省「過疎関係市町村都道府県別分布図」(令和4年4月)(甲18)
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000807380.pdf)

² 一般社団法人全国過疎地域連盟「過疎市町村等の数」(令和4年4月1日現在)、
「過疎市町村の人口・面積」(過疎市町村:令和4年4月1日現在、人口:令和2年国勢調査・面積:国土地理院公表データ)(甲19)(<https://www.kaso-net.or.jp/publics/index/19/#block523>)

一般社団法人全国過疎地域連盟(昭和45年5月設立)の会員は、過疎地域市町村・特定市町村及び過疎関係都道府県等である。

³ 訴状(別表1、別表2、添付資料1)参照。

⁴ 福岡県ウェブサイト:衆議院小選挙区選出議員の選挙区更新日:2024年1月19日更新
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-senkyoku.html>

対清き 0.486 票 (又は 1 対 2.056 倍) である。

(3) 鳥取 1 区内の過疎地の有権者と福岡 5 区内の過疎地 (東峰村 (人口 1899 人) の有権者との間の投票価値の 2.056 倍は、国会の**裁量権の行使として合理性**があるとは解されず、上記 1 (1)

の令和 5 年大法院判決 (衆) の判示に照らして、本件選挙は、違憲である。

3 (1) ①憲法 56 条 2 項 ; ②1 条並びに前文第 1 項第 1 文後段 ; ③前文第 1 項第 1 文前段 ; ④43 条 1 項 ; ⑤44 条、⑥13 条は、全ての過疎地の有権者の間でも、投票価値の平等を要求する。

(2) 福岡 5 区内の過疎地 (東峰村 (人口 1899 人)) の有権者についての、当該憲法違反の**瑕疵**は、全 289 小選挙区が相互に有機的に結合しているため、本件選挙全体に及び、本件選挙全体が、憲法違反の瑕疵を帯びる (昭和 51 年大法院判決 (衆) 民集 30 卷 3 号 249 頁、昭和 60 年大法院判決 (衆) 民集 39 卷 5 号 1122 頁参照) 。

4 (1) 裁判の目的は、【1 人が権利を侵害された場合でも、当該被侵害者 1 人に司法救済を与えること】である。

即ち、裁判による司法救済のためには、違法に権利侵害された被侵害者の数の大小は、問題外である。

(2) 本件裁判は、【全都道府県内のいずれかの過疎地に居住する有権者の間

に生じる1票の投票価値の較差が、最大2倍位であること]が

「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否か」 (民集77卷1号20頁参照)を争うもので

あるところ、本件裁判において、違法に権利侵害された被侵害者が、福岡5区内の過疎地たる東峰村(人口1899人)の有権者を含む以上、当該有権者は、当然、本件裁判の司法救済の対象たる違法に侵害された被侵害者に該当する。

そもそも、**裁判**とは、本来、違法に権利を侵害された被侵害者の数の大小を問うことなく、たとえ**1人の被侵害者**であっても**司法救済する司法手続き**である。

この**裁判の基本理念中の”基本理念”**は、客観訴訟たる公職選挙法204条に基づく本件人口比例選挙請求訴訟においても、当然、貫徹される。

(以下 余白)

第2 憲法前文第1項第2文（信託）：（本書11～16頁）

I 【信託論】：（本書11～15頁）

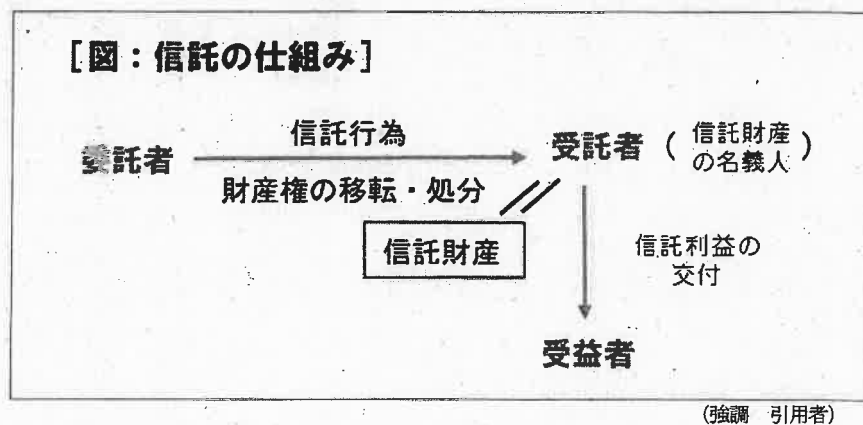
1 【信託論一般】：（本書11頁）

- (1) 憲法前文第1項第2文は、「国民」（＝委託者兼受益者）と「国民の代表者」（＝受託者）との間の二者間の「国政」の「信託」に関する「考へ方」（昭和21年7月11日衆議院憲法審査会委員会議事録 金森徳次郎国務大臣 答弁 甲26参照）を記述する。

ここで、「国民」は【「国政」を信託する委託者兼受益者】であり、「国民の代表者」は、【（信託される）「国政」の受託者】である（下記（2）

【図：信託の仕組み】参照）。

- (2) 編集代表 高橋和之ら「法律学小辞典〔第6版〕」（有斐閣2025）761頁は、下記図を記述する（甲25）。



- 2 憲法前文第1項第2文は、少なくとも、憲法47条の**解釈基準**である：（本書11～12頁）

- (1) 下記のとおり、**判例は、少なくとも、【憲法前文が、憲法本文の各条項**

の解釈基準であること】を認めている。

最高裁判所大法廷判決（以下、**最大判**）令和4年5月25日（在外邦人国民審査権確認等上告事件 民集76巻4号720頁）（甲111）

- (2) 日本国政府（大出峻郎内閣法制局長官）は、134回国会・平成7.10.11衆・予算委員会で答弁し、【**憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準であること】を自認する（甲27）。**

3 憲法前文第1項第2文（信託）（本書12～13頁）

- (1) 一方で、令和5年大法廷判決（衆）（甲8）は、

「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、**47条**）、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）（民集77巻1号19頁）

と判示する。

（但し、**憲法47条**は、「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、**法律でこれを定める。**」（強調 引用者）と定める。）

- (2) 他方で、憲法前文第1項第2文は、

「**そもそも国政は国民の厳粛な信託**によるものであって、**その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その（但し、国政の 引用者注）福利は国民がこれを享受する。**」（強調 引用者）

と定める。

(3) (投票価値の較差の解消を求める、) 人口比例選挙請求訴訟の**決定的争点**は、

『**国会が、憲法 47 条（「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」（強調 引用者））に基づいて選挙区割規定の立法を行うに当たって、広範な裁量権を有するか否か』**

という、憲法前文第 1 項第 2 文の「国民の代表者」の、国民から信託された国政の受託者としての、国民（=委託者兼受益者）に対する義務の趣旨を踏まえた上での、憲法 47 条の文理解釈である。

4 受託者の忠実義務（信託法 30 条（受託者の忠実義務）及び信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）参照）：（本書 13 頁）

法務省民事局参事官寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』118 頁（商事法務 2008）（甲 102）は、下記のとおり記述する。

「第 30 条は、受託者の忠実義務、すなわち、受託者は自己の利益のためではなく受益者の利益のために信託事務の処理その他の行為をすべき義務を負うことに関する**一般規定**である」（強調 引用者）

5 令和 5 年大法院判決（衆）（甲 8）：（本書 13～14 頁）

(1) 令和 5 年大法院判決（衆）は、「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43 条 2 項、47 条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）とした上で、

「選挙制度の合憲性は、これら諸事情を総合的に考慮した上でなお、

国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断される」(強調 引用者)

と判示する。

(2) しかしながら、当該判示は、前文第1項第2文に基づき、国民(委託者)によって国政を信託された国民の代表者(即ち、受託者)の、受託者として、国民(即ち、受益者)に対して負担する忠実義務に反して、憲法47条を解釈・適用するものであり、憲法47条、前文第1項第2文に違反する。

6 平成25年大法院判決(衆) : (本書14~15頁)

(1) 平成25年大法院判決(衆) (甲4) は、

「その一連の過程を実現していくことは、多くの議員の身分にも直接関わる事柄であり、(略)」(強調 引用者)

と判示する(民集67巻8号1524頁)。

即ち、平成25年大法院判決(衆)は、国政たる(投票価値の較差の維持・変更を伴う)選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」(強調 引用者)(換言すれば、国政(但し、ここでは選挙区割規定の立法)から生ずる、当選・落選という国会議員個人の身分に関する利益に直接関わる事柄)であると解している。

(2) よって、[国民の代表者が、(投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定(但し、平成25年大法院判決(衆)の対象の平成24年衆院選の選挙日での議員1人当たりの最大有権者数較差・1対2.425)を立法すること]は、国民の

代表者が、国民の利益より、自ら（国民の代表者）の利益を優先させて自らの利益のために当該選挙区割規定の立法をした点で、国民の代表者は、国政の受託者として、国政の受益者（国民）に対する忠実義務に矛盾し、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文に反して解釈された）憲法 47 条を適用するものであり、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法 47 条に違反する。

II. 【国民の代表（＝受託者）は、国民（＝委託者兼受益者）から信託された国政から生まれる福利を享受できない（① 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め参照：② 信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法 30 条（受託者の忠実義務）のいずれも同旨）】：（本書 15～16 頁）

① 国政の福利は、「国民（＝委託者兼受益者）」がこれを享受するので、国民の代表者（＝受託者）が、国政の福利を享受する余地はない（① 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の定め：② 信託法 8 条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法 30 条（忠実義務）のいずれも同旨）。

② 平成 25 年大法院判決（衆）は、『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」である』旨判示している。

③ よって、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された）憲法 47 条を適用するものであり、（（憲法 47 条の解釈基準たる）憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて

解釈・適用されるべき) 憲法 47 条に違反する。

よって、(投票価値の較差の変更を伴う) 選挙区割規定の立法は、((憲法 47 条の解釈基準たる) 憲法前文第 1 項第 2 文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された) 憲法 47 条を適用するものであり、((憲法 47 条の解釈基準たる) 憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈・適用されるべき) 憲法 47 条に違反する。

第3 日本の非人口比例選挙は、他の 5 主要民主主義国採用の国際基準 (人口比例選挙) から見て異質である：(本書 16~17 頁)

- 1 行政権の長 (首相、大統領) を決定する選挙について言えば、**6 主要民主主義国家 (米、英、独、仏、韓、日)** の中、日本だけが較差 2 倍の**非人口比例選挙**であるところ、**他の 5 か国 (米、英、独、仏、韓)** は、**全て**人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。

較差 2~3 倍の**非人口比例選挙**の日本の選挙制度は、上記の他の 5 か国のそれらと比べて「きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱しているといわざるを得ない。」(強調・引用者) (衆議院議員選挙区画定審議会 (区割り審) 会長 (当時) **川人貞史** (元東京大学教授) 『日本の選挙制度と 1 票の較差』 215 頁 (東京大学出版会 2024) 甲 57 参照)

2 国難

- ① 日本の国民一人当たり平均賃金 (購買力平価) の絶対額は、2020 年の時点で、他の 5 か国 (米、英、独、仏、韓) のいずれにも、劣後している。

- ② 全世界の GDP 中の日本の GDP のシェアが、1995～2023 年の 29 年間で 18% ⇒ 4% に激減した（令和 6 年 11 月 石破首相所信表明演説）。
- ③ 日本は、競争国（米、英、独、仏、韓）と同じ土俵（人口比例選挙）に立つべきである。

第 4 本件選挙区割り方式は、天皇主権下の普通選挙法の「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」と同一である：（本書 17～18 頁）

- ① A 一方で、大日本帝国憲法 4 条は、「天皇は 国の元首として 統治権を総攬し 此の憲法の条規に依り之を行う」（強調 引用者）と定め；5 条は、「天皇は帝国議会の協賛を以て立法権を行う」（強調 引用者）と定める。

（大日本帝国憲法の下では、帝国議会は、天皇の立法権行使のための協賛機関でしかなく、普通選挙法（但し、主権を有しない 25 才以上の男性のみが投票権を有し、女性は投票権を有しないという、戦後の国民主権下の公職選挙法とは全く異質のものであった。）は、主権を有しない臣民が、都道府県の枠組みの中で、議員定数に応じて天皇の立法権の協賛機関たる帝国議会の議員を選出するための手続きでしかない。）

- B 他方で、日本国憲法前文第 1 項第 1 文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、（略）ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」（強調 引用者）

と定める。

（日本国憲法の下では、公職選挙法は、主権者たる国民が、正当に選挙された自らの国会における代表者を通じて行動するために、国会における代表者を選出するための手続きである。憲法 43 条 1 項、前文第 1 項第 1 文前段）

- C よって、普通選挙法での選挙の臣民の投票と公職選挙法での選挙の国民（＝主権者）の投票とは、両者、**截然と区別される。**
- ② **天皇主権**下の 1925 年衆議院議員普通選挙法の「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」が、その承継の是非についての国会での議論もないままに、**国民主権**の現憲法下の選挙法で、承継され、同法は、「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」である。
- ③ その「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」が、衆院選（小選挙区）、参院選（選挙区）のいずれについても、昭和 25（1950）年～現在に至るまで、**1 票較差の原因**である。
- ④ （**天皇主権**下の普通選挙法が採用した「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」と同一の方式を採用する）公職選挙法 13 条 1 項、14 条 1 項は、当然のことながら、**国民主権**下の①憲法 1 条および前文第 1 項第 1 文後段；② 56 条 2 項；③前文第 1 項第 1 文前段；④前文第 1 項第 2 文；⑤43 条 1 項；⑥ 13 条；⑦14 条 1 項に違反する。

以上

別表 1

(参考資料2) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数(登録者数順)

(総務省資料: https://www.soumu.go.jp/main_content/001048459.pdf)

(参考資料2) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数(登録者数順)

(令和7年9月1日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
1	北海道第3区	462,546	2,088
2	福岡県第2区	461,147	2,082
3	北海道第2区	459,952	2,077
4	茨城県第6区	455,564	2,057
5	福岡県第5区	455,464	2,056
6	北海道第1区	455,279	2,056
7	宮城県第2区	453,667	2,048
8	神奈川県第18区	453,322	2,047
9	京都府第6区	452,652	2,044
10	福岡県第3区	451,103	2,037
11	神奈川県第3区	449,343	2,029
12	宮城県第1区	448,291	2,024
13	大阪府第1区	448,093	2,023
14	福岡県第1区	446,399	2,016
15	兵庫県第6区	443,935	2,004
16	兵庫県第7区	442,552	1,998
17	神奈川県第17区	441,819	1,996
18	大阪府第2区	441,746	1,996
19	愛知県第12区	441,336	1,993
20	千葉県第1区	441,218	1,992
21	神奈川県第2区	436,476	1,971
22	東京都第15区	434,874	1,963
23	東京都第26区	434,770	1,963
24	静岡県第5区	434,602	1,962
25	大阪府第5区	434,254	1,961
26	東京都第4区	431,926	1,950
27	愛知県第8区	431,748	1,949
28	東京都第22区	430,570	1,944
29	徳島県第2区	428,993	1,937
30	北海道第5区	428,845	1,936
31	大阪府第18区	428,329	1,925
32	神奈川県第1区	424,793	1,918
33	愛知県第13区	422,982	1,910
34	東京都第30区	422,243	1,906
35	大阪府第8区	421,145	1,901
36	熊本県第1区	420,415	1,898
37	東京都第10区	419,976	1,896
38	徳島県第2区	419,955	1,896
39	静岡県第6区	418,600	1,890
40	千葉県第5区	418,407	1,889
41	愛媛県第1区	418,400	1,889
42	山梨県第1区	418,192	1,888
43	愛知県第3区	418,057	1,888
44	東京都第20区	418,027	1,887
45	千葉県第13区	417,827	1,886
46	大阪府第4区	417,674	1,886
47	埼玉県第8区	417,588	1,885
48	神奈川県第18区	417,184	1,884
49	茨城県第1区	416,696	1,881
50	徳島県第1区	416,462	1,880
51	広島県第3区	415,493	1,876
52	千葉県第6区	415,377	1,875
53	長野県第1区	414,923	1,873
54	愛知県第1区	413,556	1,867
55	千葉県第14区	413,431	1,867
56	埼玉県第6区	413,155	1,865
57	埼玉県第15区	412,522	1,863
58	大阪府第14区	412,303	1,862
59	神奈川県第12区	412,246	1,861
60	東京都第25区	410,527	1,854

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
61	神奈川県第8区	408,873	1,846
62	岡山県第2区	408,766	1,846
63	千葉県第4区	408,742	1,845
64	三重県第3区	408,282	1,843
65	東京都第14区	407,936	1,842
66	東京都第21区	407,703	1,841
67	兵庫県第4区	407,262	1,839
68	広島県第1区	407,204	1,839
69	岐阜県第3区	405,814	1,832
70	愛知県第2区	404,672	1,827
71	東京都第7区	404,233	1,825
72	東京都第6区	403,059	1,820
73	神奈川県第14区	402,467	1,817
74	埼玉県第14区	401,401	1,812
75	東京都第18区	401,191	1,811
76	岡山県第4区	400,763	1,809
77	千葉県第9区	400,181	1,807
78	埼玉県第5区	399,486	1,804
79	北海道第4区	398,852	1,801
80	埼玉県第9区	398,261	1,798
81	福岡県第4区	398,074	1,797
82	三重県第2区	397,250	1,794
83	福岡県第10区	397,234	1,794
84	大阪府第13区	396,307	1,789
85	北海道第6区	395,302	1,786
86	兵庫県第11区	394,695	1,782
87	大阪府第11区	394,606	1,782
88	長崎県第2区	393,754	1,776
89	和歌山県第1区	393,307	1,776
90	徳島県第3区	393,239	1,776
91	東京都第16区	392,776	1,773
92	東京都第8区	392,721	1,773
93	東京都第11区	392,494	1,772
94	福島県第4区	392,434	1,772
95	兵庫県第5区	391,912	1,769
96	長野県第3区	391,653	1,768
97	岡山県第3区	391,644	1,768
98	東京都第13区	391,591	1,768
99	埼玉県第4区	391,025	1,765
100	大阪府第7区	389,943	1,761
101	新潟県第2区	389,898	1,760
102	奈良県第1区	388,920	1,756
103	愛知県第16区	388,491	1,754
104	埼玉県第7区	388,446	1,754
105	埼玉県第2区	388,246	1,753
106	埼玉県第1区	387,753	1,751
107	京都府第1区	386,872	1,747
108	京都府第4区	386,705	1,746
109	大阪府第6区	386,047	1,743
110	神奈川県第16区	386,045	1,743
111	広島県第2区	385,976	1,743
112	茨城県第3区	385,766	1,742
113	広島県第4区	385,492	1,740
114	東京都第7区	385,283	1,739
115	東京都第27区	384,862	1,738
116	兵庫県第8区	383,987	1,734
117	大分県第1区	383,877	1,733
118	愛知県第11区	382,674	1,728
119	山口県第1区	381,547	1,723
120	埼玉県第3区	380,533	1,719

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
121	東京都第24区	380,361	1,717
122	東京都第12区	380,213	1,717
123	宮城県第4区	379,938	1,716
124	熊本県第4区	379,727	1,714
125	静岡県第1区	379,329	1,713
126	愛媛県第2区	378,247	1,708
127	東京都第5区	378,228	1,708
128	静岡県第8区	378,003	1,707
129	兵庫県第2区	377,939	1,706
130	大阪府第15区	377,612	1,706
131	神奈川県第6区	377,316	1,704
132	福島県第1区	376,502	1,700
133	愛知県第9区	376,463	1,700
134	奈良県第2区	375,023	1,693
135	長野県第2区	374,559	1,691
136	神奈川県第13区	374,632	1,689
137	広島県第6区	373,761	1,688
138	和歌山県第2区	373,488	1,686
139	大阪府第9区	373,028	1,684
140	埼玉県第16区	372,632	1,683
141	石川県第1区	371,757	1,678
142	青森県第2区	371,661	1,678
143	山口県第2区	371,592	1,678
144	千葉県第12区	371,144	1,676
145	神奈川県第19区	370,252	1,672
146	静岡県第2区	369,213	1,667
147	埼玉県第13区	369,108	1,667
148	静岡県第3区	368,639	1,664
149	福岡県第9区	368,137	1,662
150	福岡県第6区	367,600	1,660
151	兵庫県第5区	366,779	1,656
152	埼玉県第12区	366,773	1,656
153	愛知県第4区	366,478	1,655
154	新潟県第3区	366,303	1,654
155	東京都第3区	366,246	1,654
156	福井県第1区	363,492	1,641
157	神奈川県第5区	363,330	1,640
158	北海道第9区	361,963	1,634
159	東京都第23区	361,911	1,634
160	千葉県第8区	361,789	1,633
161	岩手県第3区	360,309	1,627
162	神奈川県第11区	360,287	1,627
163	兵庫県第9区	359,474	1,623
164	東京都第29区	358,101	1,617
165	大阪府第3区	357,873	1,616
166	新潟県第1区	357,648	1,614
167	愛知県第7区	354,899	1,601
168	愛知県第6区	353,805	1,597
169	熊本県第4区	352,039	1,589
170	鹿児島県第1区	351,769	1,588
171	山梨県第3区	349,960	1,580
172	愛知県第10区	349,767	1,579
173	愛知県第5区	349,556	1,578
174	千葉県第4区	349,437	1,578
175	三重県第1区	348,669	1,574
176	京都府第1区	348,425	1,573
177	宮崎県第1区	348,048	1,571
178	徳島県第1区	347,085	1,567
179	神奈川県第20区	346,355	1,564
180	千葉県第11区	345,370	1,559

(令和7年9月1日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
181	岩手県第2区	342,912	1.548
182	兵庫県第10区	341,859	1.543
183	長崎県第3区	341,312	1.541
184	奈良県第3区	340,604	1.538
185	愛知県第15区	340,014	1.536
186	北海道第8区	339,230	1.532
187	栃木県第5区	338,944	1.530
188	山口県第3区	338,659	1.529
189	福岡県第8区	337,128	1.522
190	新潟県第5区	336,993	1.522
191	神奈川県第9区	336,776	1.521
192	群馬県第1区	336,483	1.519
193	東京都第19区	334,776	1.512
194	宮城県第5区	332,993	1.503
195	神奈川県第10区	332,870	1.503
196	大阪府第12区	332,750	1.502
197	千葉県第3区	332,534	1.501
198	埼玉県第11区	332,461	1.501
199	長崎県第1区	331,998	1.499
200	東京都第1区	331,113	1.495
201	岐阜県第1区	331,037	1.495
202	神奈川県第4区	329,894	1.489
203	佐賀県第1区	329,369	1.487
204	青森県第3区	327,919	1.481
205	東京都第2区	327,734	1.480
206	佐賀県第2区	326,944	1.476
207	大阪府第18区	325,246	1.468
208	埼玉県第10区	324,351	1.464
209	岡山県第1区	323,886	1.462
210	群馬県第1区	323,828	1.462
211	群馬県第2区	323,710	1.462
212	青森県第1区	323,705	1.462
213	鹿児島県第2区	323,331	1.460
214	石川県第2区	321,328	1.451
215	大阪府第17区	321,259	1.450
216	茨城県第7区	320,150	1.445
217	福島県第3区	320,070	1.445
218	千葉県第2区	319,069	1.441
219	千葉県第10区	318,855	1.440
220	沖縄県第3区	318,081	1.436
221	大阪府第10区	317,639	1.434
222	岐阜県第4区	317,175	1.432
223	東京都第28区	315,926	1.426
224	群馬県第3区	314,548	1.420
225	栃木県第3区	311,177	1.405
226	鹿児島県第4区	310,727	1.403
227	福岡県第7区	309,694	1.398
228	東京都第9区	309,062	1.395
229	福岡県第4区	306,037	1.385
230	香川県第1区	306,647	1.394
231	栃木県第2区	306,053	1.391
232	群馬県第6区	307,616	1.389
233	鹿児島県第3区	306,114	1.382
234	兵庫県第3区	305,262	1.378
235	神奈川県第7区	291,876	1.363
236	秋田県第3区	299,529	1.352
237	神奈川県第4区	299,349	1.352
238	愛知県第3区	298,778	1.349
239	高知県第1区	298,484	1.348
240	千葉県第7区	298,442	1.347

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
241	山形県第2区	297,350	1.343
242	大阪府第19区	296,835	1.340
243	沖縄県第2区	296,702	1.340
244	茨城県第2区	295,363	1.334
245	山形県第1区	294,877	1.331
246	広島県第5区	293,922	1.327
247	群馬県第4区	290,465	1.311
248	岐阜県第2区	289,874	1.309
249	大分県第3区	289,039	1.305
250	愛知県第14区	288,243	1.301
251	岩手県第1区	286,099	1.292
252	鳥取県第2区	285,876	1.291
253	三重県第4区	279,688	1.263
254	宮城県第3区	276,350	1.248
255	福岡県第7区	275,406	1.243
256	北海道第11区	273,406	1.234
257	兵庫県第12区	270,931	1.223
258	長野県第5区	270,927	1.223
259	山形県第3区	270,727	1.222
260	高知県第2区	270,397	1.221
261	北海道第12区	267,346	1.207
262	宮城県第3区	263,286	1.189
263	富山県第1区	263,242	1.189
264	沖縄県第1区	263,131	1.188
265	北海道第10区	262,277	1.184
266	茨城県第4区	262,114	1.183
267	岐阜県第6区	261,467	1.181
268	宮城県第2区	258,520	1.167
269	京都府第2区	256,640	1.159
270	福井県第2区	253,471	1.144
271	秋田県第1区	253,266	1.143
272	山梨県第2区	252,496	1.140
273	鳥取県第1区	250,109	1.129
274	大分県第2区	250,092	1.129
275	栃木県第2区	249,056	1.124
276	徳島県第2区	248,184	1.121
277	香川県第2区	247,418	1.117
278	福岡県第11区	246,942	1.110
279	秋田県第2区	239,942	1.083
280	富山県第2区	237,585	1.073
281	北海道第7区	237,637	1.072
282	長野県第4区	233,933	1.056
283	栃木県第3区	233,377	1.054
284	茨城県第5区	230,687	1.042
285	香川県第3区	229,924	1.038
286	石川県第3区	227,067	1.026
287	鳥取県第2区	226,063	1.021
288	京都府第5区	225,460	1.018
289	鳥取県第1区	221,483	1.000

別表 2

最小選挙区（鳥取県 1 区）と各選挙区での有権者数の較差及び投票価値の較差

但し、総務省発表の「(参考資料 1) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数(選挙区順) (令和 7 年 9 月 1 日現在) に基づく。(https://www.soumu.go.jp/main_content/001048459.pdf)

*鳥取県第 1 区を 1 とした場合

選挙区名	有権者数	投票価値 較差* (票)	有権者数 較差* (倍)	選挙区名	有権者数	投票価値 較差* (票)	有権者数 較差* (倍)
北海道第 1 区	455,279	0.486	2.056	茨城県第 1 区	416,696	0.532	1.881
北海道第 2 区	459,952	0.482	2.077	茨城県第 2 区	295,363	0.750	1.334
北海道第 3 区	462,546	0.479	2.088	茨城県第 3 区	385,766	0.574	1.742
北海道第 4 区	398,852	0.555	1.801	茨城県第 4 区	262,114	0.845	1.183
北海道第 5 区	428,845	0.516	1.936	茨城県第 5 区	230,687	0.960	1.042
北海道第 6 区	395,302	0.560	1.785	茨城県第 6 区	455,564	0.486	2.057
北海道第 7 区	237,537	0.932	1.072	茨城県第 7 区	320,150	0.692	1.445
北海道第 8 区	339,230	0.653	1.532	栃木県第 1 区	416,462	0.532	1.880
北海道第 9 区	361,963	0.612	1.634	栃木県第 2 区	249,056	0.889	1.124
北海道第 10 区	262,277	0.844	1.184	栃木県第 3 区	233,377	0.949	1.054
北海道第 11 区	273,408	0.810	1.234	栃木県第 4 区	352,039	0.629	1.589
北海道第 12 区	267,346	0.828	1.207	栃木県第 5 区	338,944	0.653	1.530
青森県第 1 区	323,705	0.684	1.462	群馬県第 1 区	336,483	0.658	1.519
青森県第 2 区	371,661	0.596	1.678	群馬県第 2 区	323,710	0.684	1.462
青森県第 3 区	327,919	0.675	1.481	群馬県第 3 区	314,548	0.704	1.420
岩手県第 1 区	286,099	0.774	1.292	群馬県第 4 区	290,465	0.763	1.311
岩手県第 2 区	342,912	0.646	1.548	群馬県第 5 区	307,616	0.720	1.389
岩手県第 3 区	360,309	0.615	1.627	埼玉県第 1 区	387,753	0.571	1.751
宮城県第 1 区	448,291	0.494	2.024	埼玉県第 2 区	388,246	0.570	1.753
宮城県第 2 区	453,667	0.488	2.048	埼玉県第 3 区	380,633	0.582	1.719
宮城県第 3 区	276,350	0.801	1.248	埼玉県第 4 区	391,025	0.566	1.765
宮城県第 4 区	379,938	0.583	1.715	埼玉県第 5 区	399,486	0.554	1.804
宮城県第 5 区	332,993	0.665	1.503	埼玉県第 6 区	413,155	0.536	1.865
秋田県第 1 区	253,265	0.875	1.143	埼玉県第 7 区	388,446	0.570	1.754
秋田県第 2 区	239,942	0.923	1.083	埼玉県第 8 区	417,568	0.530	1.885
秋田県第 3 区	299,529	0.739	1.352	埼玉県第 9 区	398,261	0.556	1.798
山形県第 1 区	294,877	0.751	1.331	埼玉県第 10 区	324,351	0.683	1.464
山形県第 2 区	297,350	0.745	1.343	埼玉県第 11 区	332,461	0.666	1.501
山形県第 3 区	270,727	0.818	1.222	埼玉県第 12 区	366,773	0.604	1.656
福島県第 1 区	376,502	0.588	1.700	埼玉県第 13 区	369,108	0.600	1.667
福島県第 2 区	419,955	0.527	1.896	埼玉県第 14 区	401,401	0.552	1.812
福島県第 3 区	320,070	0.692	1.445	埼玉県第 15 区	412,522	0.537	1.863
福島県第 4 区	392,434	0.564	1.772	埼玉県第 16 区	372,652	0.594	1.683
茨城県第 1 区	416,696	0.532	1.881	千葉県第 1 区	441,218	0.502	1.992
茨城県第 2 区	295,363	0.750	1.334	千葉県第 2 区	319,069	0.694	1.441
茨城県第 3 区	385,766	0.574	1.742	千葉県第 3 区	332,534	0.666	1.501
茨城県第 4 区	262,114	0.845	1.183	千葉県第 4 区	408,742	0.542	1.845
茨城県第 5 区	230,687	0.960	1.042	千葉県第 5 区	418,407	0.529	1.889
山形県第 2 区	297,350	0.745	1.343	千葉県第 6 区	415,377	0.533	1.875
山形県第 3 区	270,727	0.818	1.222	千葉県第 7 区	298,442	0.742	1.347
福島県第 1 区	376,502	0.588	1.700	千葉県第 8 区	361,789	0.612	1.633
福島県第 2 区	419,955	0.527	1.896	千葉県第 9 区	400,181	0.553	1.807
福島県第 3 区	320,070	0.692	1.445	千葉県第 10 区	318,855	0.695	1.440
福島県第 4 区	392,434	0.564	1.772	千葉県第 11 区	345,370	0.641	1.559

千葉県第12区	371,144	0.597	1.676		新潟県第1区	357,548	0.619	1.614
千葉県第13区	417,827	0.530	1.886		新潟県第2区	389,898	0.568	1.760
千葉県第14区	413,431	0.536	1.867		新潟県第3区	366,303	0.605	1.654
東京都第1区	331,113	0.669	1.495		新潟県第4区	349,437	0.634	1.578
東京都第2区	327,734	0.676	1.480		新潟県第5区	336,993	0.657	1.522
東京都第3区	366,246	0.605	1.654		富山県第1区	263,242	0.841	1.189
東京都第4区	431,925	0.513	1.950		富山県第2区	237,585	0.932	1.073
東京都第5区	378,222	0.586	1.708		富山県第3区	349,960	0.633	1.580
東京都第6区	403,059	0.550	1.820		石川県第1区	371,757	0.596	1.678
東京都第7区	404,233	0.548	1.825		石川県第2区	321,328	0.689	1.451
東京都第8区	392,721	0.564	1.773		石川県第3区	227,067	0.975	1.025
東京都第9区	309,062	0.717	1.395		福井県第1区	363,492	0.609	1.641
東京都第10区	419,976	0.527	1.896		福井県第2区	253,471	0.874	1.144
東京都第11区	392,484	0.564	1.772		山梨県第1区	418,192	0.530	1.888
東京都第12区	380,213	0.583	1.717		山梨県第2区	252,495	0.877	1.140
東京都第13区	391,591	0.566	1.768		長野県第1区	414,923	0.534	1.873
東京都第14区	407,936	0.543	1.842		長野県第2区	374,529	0.591	1.691
東京都第15区	434,874	0.509	1.963		長野県第3区	391,653	0.566	1.768
東京都第16区	392,776	0.564	1.773		長野県第4区	233,933	0.947	1.056
東京都第17区	385,203	0.575	1.739		長野県第5区	270,927	0.818	1.223
東京都第18区	401,191	0.552	1.811		岐阜県第1区	331,037	0.669	1.495
東京都第19区	334,776	0.662	1.512		岐阜県第2区	289,874	0.764	1.309
東京都第20区	418,027	0.530	1.887		岐阜県第3区	405,814	0.546	1.832
東京都第21区	407,703	0.543	1.841		岐阜県第4区	317,175	0.698	1.432
東京都第22区	430,570	0.514	1.944		岐阜県第5区	261,467	0.847	1.181
東京都第23区	361,911	0.612	1.634		静岡県第1区	379,329	0.584	1.713
東京都第24区	380,361	0.582	1.717		静岡県第2区	369,213	0.600	1.667
東京都第25区	410,527	0.540	1.854		静岡県第3区	368,639	0.601	1.664
東京都第26区	434,770	0.509	1.963		静岡県第4区	309,037	0.717	1.395
東京都第27区	384,862	0.575	1.738		静岡県第5区	434,602	0.510	1.962
東京都第28区	315,926	0.701	1.426		静岡県第6区	418,600	0.529	1.890
東京都第29区	358,101	0.618	1.617		静岡県第7区	309,684	0.715	1.398
東京都第30区	422,243	0.525	1.906		静岡県第8区	378,003	0.586	1.707
神奈川県第1区	424,793	0.521	1.918		愛知県第1区	413,536	0.536	1.867
神奈川県第2区	436,476	0.507	1.971		愛知県第2区	404,572	0.547	1.827
神奈川県第3区	449,343	0.493	2.029		愛知県第3区	418,057	0.530	1.888
神奈川県第4区	329,894	0.671	1.489		愛知県第4区	366,478	0.604	1.655
神奈川県第5区	363,330	0.610	1.640		愛知県第5区	349,556	0.634	1.578
神奈川県第6区	377,316	0.587	1.704		愛知県第6区	353,805	0.626	1.597
神奈川県第7区	301,876	0.734	1.363		愛知県第7区	354,699	0.624	1.601
神奈川県第8区	408,873	0.542	1.846		愛知県第8区	431,748	0.513	1.949
神奈川県第9区	336,776	0.658	1.521		愛知県第9区	376,463	0.588	1.700
神奈川県第10区	332,878	0.665	1.503		愛知県第10区	349,767	0.633	1.579
神奈川県第11区	360,287	0.615	1.627		愛知県第11区	382,674	0.579	1.728
神奈川県第12区	412,246	0.537	1.861		愛知県第12区	441,336	0.502	1.993
神奈川県第13区	374,032	0.592	1.689		愛知県第13区	422,982	0.524	1.910
神奈川県第14区	402,467	0.550	1.817		愛知県第14区	288,243	0.768	1.301
神奈川県第15区	453,322	0.489	2.047		愛知県第15区	340,014	0.651	1.535
神奈川県第16区	386,045	0.574	1.743		愛知県第16区	388,491	0.570	1.754
神奈川県第17区	441,819	0.501	1.995		三重県第1区	348,669	0.635	1.574
神奈川県第18区	417,184	0.531	1.884		三重県第2区	397,250	0.558	1.794
神奈川県第19区	370,252	0.598	1.672		三重県第3区	408,282	0.542	1.843
神奈川県第20区	346,355	0.639	1.564		三重県第4区	279,688	0.792	1.263

滋賀県第1区	323,828	0.684	1.462	広島県第1区	407,204	0.544	1.839
滋賀県第2区	428,993	0.516	1.937	広島県第2区	385,976	0.574	1.743
滋賀県第3区	393,239	0.563	1.775	広島県第3区	415,403	0.533	1.876
京都府第1区	386,872	0.572	1.747	広島県第4区	385,402	0.575	1.740
京都府第2区	256,640	0.863	1.159	広島県第5区	293,922	0.754	1.327
京都府第3区	348,425	0.636	1.573	広島県第6区	373,761	0.593	1.688
京都府第4区	386,705	0.573	1.746	山口県第1区	381,547	0.580	1.723
京都府第5区	225,460	0.982	1.018	山口県第2区	371,592	0.596	1.678
京都府第6区	452,652	0.489	2.044	山口県第3区	338,559	0.654	1.529
大阪府第1区	448,093	0.494	2.023	徳島県第1区	347,085	0.638	1.567
大阪府第2区	441,748	0.501	1.995	徳島県第2区	248,184	0.892	1.121
大阪府第3区	357,873	0.619	1.616	香川県第1区	308,647	0.718	1.394
大阪府第4区	417,674	0.530	1.886	香川県第2区	247,418	0.895	1.117
大阪府第5区	434,254	0.510	1.961	香川県第3区	229,824	0.964	1.038
大阪府第6区	386,047	0.574	1.743	愛媛県第1区	418,400	0.529	1.889
大阪府第7区	389,943	0.568	1.761	愛媛県第2区	378,247	0.586	1.708
大阪府第8区	421,145	0.526	1.901	愛媛県第3区	298,778	0.741	1.349
大阪府第9区	373,028	0.594	1.684	高知県第1区	298,484	0.742	1.348
大阪府第10区	317,639	0.697	1.434	高知県第2区	270,397	0.819	1.221
大阪府第11区	394,606	0.561	1.782	福岡県第1区	446,399	0.496	2.016
大阪府第12区	332,750	0.666	1.502	福岡県第2区	461,147	0.480	2.082
大阪府第13区	396,307	0.559	1.789	福岡県第3区	451,103	0.491	2.037
大阪府第14区	412,303	0.537	1.862	福岡県第4区	398,074	0.556	1.797
大阪府第15区	377,612	0.587	1.705	福岡県第5区	455,464	0.486	2.056
大阪府第16区	325,246	0.681	1.468	福岡県第6区	367,500	0.603	1.659
大阪府第17区	321,259	0.689	1.450	福岡県第7区	275,406	0.804	1.243
大阪府第18区	426,329	0.520	1.925	福岡県第8区	337,128	0.657	1.522
大阪府第19区	296,835	0.746	1.340	福岡県第9区	368,137	0.602	1.662
兵庫県第1区	391,912	0.565	1.769	福岡県第10区	397,234	0.558	1.794
兵庫県第2区	377,939	0.586	1.706	福岡県第11区	245,942	0.901	1.110
兵庫県第3区	305,262	0.726	1.378	佐賀県第1区	329,359	0.672	1.487
兵庫県第4区	407,262	0.544	1.839	佐賀県第2区	326,944	0.677	1.476
兵庫県第5区	366,779	0.604	1.656	長崎県第1区	331,998	0.667	1.499
兵庫県第6区	443,935	0.499	2.004	長崎県第2区	393,754	0.562	1.778
兵庫県第7区	442,552	0.500	1.998	長崎県第3区	341,312	0.649	1.541
兵庫県第8区	383,987	0.577	1.734	熊本県第1区	420,415	0.527	1.898
兵庫県第9区	359,474	0.616	1.623	熊本県第2区	308,053	0.719	1.391
兵庫県第10区	341,859	0.648	1.543	熊本県第3区	311,177	0.712	1.405
兵庫県第11区	394,695	0.561	1.782	熊本県第4区	379,727	0.583	1.714
兵庫県第12区	270,931	0.817	1.223	大分県第1区	383,877	0.577	1.733
奈良県第1区	388,920	0.569	1.756	大分県第2区	250,092	0.886	1.129
奈良県第2区	375,023	0.591	1.693	大分県第3区	289,039	0.766	1.305
奈良県第3区	340,604	0.650	1.538	宮崎県第1区	348,048	0.636	1.571
和歌山県第1区	393,307	0.563	1.776	宮崎県第2区	258,520	0.857	1.167
和歌山県第2区	373,488	0.593	1.686	宮崎県第3区	263,286	0.841	1.189
鳥取県第1区	221,483	1.000	1.000	鹿児島県第1区	351,769	0.630	1.588
鳥取県第2区	226,063	0.980	1.021	鹿児島県第2区	323,331	0.685	1.460
島根県第1区	250,109	0.886	1.129	鹿児島県第3区	306,114	0.724	1.382
島根県第2区	285,876	0.775	1.291	鹿児島県第4区	310,727	0.713	1.403
岡山県第1区	323,886	0.684	1.462	沖縄県第1区	263,131	0.842	1.188
岡山県第2区	408,766	0.542	1.846	沖縄県第2区	296,702	0.746	1.340
岡山県第3区	391,644	0.566	1.768	沖縄県第3区	318,081	0.696	1.436
岡山県第4区	400,763	0.553	1.809	沖縄県第4区	299,349	0.740	1.352

(別紙 5)

各過疎地同士の有権者の間で投票価値・1対2の較差が生じている以上、本件選挙区割りの立法について国会は裁量権を合理的に行使しているとは言えない。よって、本件選挙区割りに基づく本件選挙は違憲である。

準備書面(1)

1	47頁8～12行	第3部、第1 2-2 (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)2条、41条 参照)
2	47頁13行～48頁11行	2-3
3	49頁1～9行	4(1) (全9行)
4	49頁10～12行	(2) (全3行)
5	49頁下3行～50頁6行	(3) (全9行)
6	50頁7～11行	(4) (全5行)
7	50頁12～末行	(5) (全8行)
8	51頁1～6行	(6) (全6行)
9	51頁7～13行	(7) (全7行)
10	51頁下5～52頁末行	(8) (全10行)

準備書面(2)

1	4 頁 14～20 行	2 (2) (全 7 行)
---	-------------	---------------

II 本件選挙区割立法は、憲法前文第 1 項第 2 文に基づいて解釈適用さるべき憲法 47 条に違反する。(信託)

準備書面(1)

第 3 部 第 2

1	54 頁 1～2 行	1 2 憲法前文第 1 項第 2 文は、少なくとも、 憲法 47 条の解釈基準である (全 2 行)
2	54 頁 3～12 行	(1) 衆議院憲法調査会事務局「日本国憲法前 文に関する基礎的資料 8～9 頁」(甲 27)
3	55 頁下 3～末行	(2) (全 3 行)
4	61 頁 12～17 行	(3) (全 6 行)
5	62 頁 2～10 行	政府委員 (大出峻郎内閣法制局長官) の国会 答弁の下段落 (全 9 行)
6	62 頁下 3～末行	(全 3 行)
7	63 頁 1～7 行	3 憲法前文第 1 項第 2 文 (信託) (1)
8	63 頁下 7～下 2 行	(2) (全 6 行)
9	63 頁末行～64 頁下 7 行	(3) (全 10 行)
10	64 頁下 6 行～65 頁下 2 行	4 受託者の忠実義務 (1)～(2)
11	74 頁 12 行～75 頁 3 行	II、1 (1) ①
12	75 頁 11～末行	(2) (全 9 行)

13	76 頁 1～15 行	2 ①～③ (全 15 行)
14	76 頁下 5～77 頁 2 行	(1) (全 7 行)
15	77 頁 3 行～78 頁 2 行	(2) (全 19 行)

III 上記 I、II に示した通り、本件選挙は違憲であるので、当裁判所は、昭和 60 年大法院判決 (衆) の判例に拘束されて、『本件選挙は違憲無効である』旨の判決を言い渡すよう求める。

準備書面 (3)

1	2 頁 8～末行	1 ① (全 15 行)
2	3 頁 1 行	1 ② (全 1 行)
3	3 頁 2～7 行	1 ③ (全 6 行)
4	3 頁 8 行～4 頁 7 行	1 ④ (全 5 行)
5	4 頁 2 行～5 頁 1 行	1 ⑤ (全 5 行)
6	5 頁 2～6 行	1 ⑥ (全 5 行)
7	5 頁 14～17 行	1 ⑦ (全 4 行)
8	5 頁 18 行～6 頁 1 行	1 ⑧ (全 7 行)

IV 6 主要民主主義国 (米、英、独、仏、韓、日) の中、一方で、日本以外の他の 5 か国は、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙で行政権の執行者 (大統領又は首相) を決定している。

他方で、日本のみが、極めて異質な投票価値較差 2～3

倍の非人口比例選挙で行政権の執行者を決定している。
(但し、国民1人当たり平均賃金額で、日本は同6各国
中、最低金額である。)

準備書面(1) 第3部 第3

1	79頁1行~80頁7行	1
---	-------------	---

V 【2026年4月10日付日経新聞(朝刊4面)は、
「自民、衆参両議へ模索」と題する大型記事を報道し
た】(甲131)

以上

(別紙6)

(1) 選挙制度に関する「三段階の判断枠組み」の審査の由来たる「司法権と立法権との関係」の**前提**（即ち、**憲法秩序が維持継続していること**）は、首相の『令和9年春に国会発議の予定』旨の発言（甲132）により、既に**崩壊している**。

- ・ 準備書面(2)12頁エ3～8行（「**司法権と立法権との関係**」の崩壊）
- ・ 準備書面(2)12頁オ10～13行（「**三段階の判断枠組み**」の審査）
- ・ 準備書面(2)9頁20～22行（「**各段階ごとに最高裁が一定の判断を示すことによって、国会がこれを踏まえて所要の適切な措置を講ずることが憲法の趣旨に沿う**」）

(2) **来春の国会発議**

（日経夕刊 2026.4.13 甲132）

(3) **6高裁判決**（『**選挙の正統性に疑問符付く**』旨判示。）準備書面(1)、
2-1（同書6～9頁）

(①福岡 (但し、当該判示に加えて、『憲法は**投票価値の平等**を要求する』旨判示する。); ②仙台 (「同上」); ③広島 (補助参加) (「同上」); ④札幌 (「同上」); ⑤広島高裁岡山支部 (「同上」); ⑥仙台高裁秋田支部

(4) **6 高裁判決** (憲法は、**投票価値の平等を要求する**』旨判示。) 準備書面(1)、**3-1** (同書 11~13頁)

(①東京; ②福岡; ③仙台; ④広島 (補助参加); ⑤札幌; ⑥広島高裁岡山支部)

(5) 衆院の定足数は総議員の 1/3 (155 人) (憲法 64 条 1 項)。準備書面(1)第 3 部、第 5、7 (同書 121~122 頁)

衆院比例代表議員 (176 人) は、当該定足数 (155 人) を満たす。

⇒ 衆院小選挙区選出議員数が選挙無効となり 0 人となっても、**不都合は零**である。

(6) 昭和 60 年大法廷判決 (衆)

準備書面(3) 2 頁 8~末行『違憲無効判決が出ないことによる**弊害** (選挙権が制限される等) と無効判決が出ることにより生ずる**不都合**、その他諸般の事情を総合考察して、違憲無効判決を出すか否かを判断する』旨判決した。

昭和 60 年当時と異なって、現時点では、衆院選は、小選挙区選挙と比例代表選挙の 2 本立てである。人口比例選挙たる、比例代表選出議員 (176 人) は、衆院の定足数・総衆院議員の 1/3 (155 人) を満たすので、衆院選小選挙区選出議員 (289 人) が違憲無効となっても、比例代表選出議員 (176 人) が衆院の定足数 (155 人) を満たす以上、衆院は、国会活動の上で**不都合**は、一切生じない。

無効判決を出さないことによる**弊害**は、【(正当な選挙とは言えない) 2026年衆院選(小選挙区)で当選した議員が、衆院の国会発議で投票を行い、憲法違反の憲法改正発議が行われる得ること】である。

⇒ (準備書面(3)6頁2～末行。裁判官は、憲法99条(**憲法**
尊重擁護義務)に基き、

昭和60年大法院判決(衆)の**判例**(=当該選挙が違
憲無効であると判決するか否かの判断基準)

に **拘束**されて

『本件選挙は、違憲無効である』旨判決する義務を負っている。

昭和60年大法院判決(衆)は、その後の判決
で判例変更されてない以上、現時点で、先例拘束
力を有している。

以上